○経済産業省告示第百十一号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十四年五月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

一　登録認証機関の名称　財団法人全国タイル検査・技術協会
二　変更しようとする事務所の名称　財団法人全国タイル検査・技術協会
三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	愛知県名古屋市東区代官町39番18号	岐阜県多治見市笠原町3986－91

○経済産業省告示第百十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第三項において準用する第二十三条の規定により、登録養成機関から名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同規則第三十五条第三項において準用する第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

登録番号　第六号
（変更後）　一般社団法人　中部産業連盟
（変更前）　社団法人　中部産業連盟

○国土交通省告示第五百二十五号

河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七条の二十一の規定により準用する同規則第二十七条の八の規定により、法人の名称及び登録研修事務を行う事務所の名称の変更の届出があり、次のとおり登録を変更したので、同規則第二十七条の二十一の規定により準用する同規則第二十七条の十七第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録年月日　平成十七年二月十七日
二　登録番号　研修第1号
三　氏名又は名称　一般財団法人全国建設研修センター
四　住所　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
五　法人である場合の代表者の氏名　藤田　耕三
六　登録研修事務を行う事務所の名称　一般財団法人全国建設研修センター
七　登録研修事務を行う事務所の所在地　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
八　登録研修の名称　ダム管理主任技術者研修
九　登録研修事務を開始する年月日　平成十七年二月十七日
十　変更年月日　平成二十四年四月一日

○国土交通省告示第五百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示
　　イ　次に掲げる土地
宮崎県都城市美川町
二六三七番一二三
二六四四番
二六三七番一九
二六三七番二一
二六三七番一一九
　　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を道路の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号をイに掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県都城市美川町
一号から三号まで
四号
五号及び六号
七号
八号及び九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
牛の脛谷川
　　(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県都城市夏尾町
五七一七番一
五七一二番
五七一〇番一
五七一一番一
五七一二番
五七〇六番九
五七七一番三
五七七一番九
五七一一番三
五七一七番一
二号及び三号
四号から六号まで
七号から十号まで、二十六号及び二十七号
十一号から十三号まで、及び二十三号
十四号
十五号、十六号、二十一号及び二十二号
十七号から二十号まで
二十四号及び二十五号
五七一七番一地先道路敷
二十八号

○国土交通省告示第五百二十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第M－274号	船舶発生油等焼却設備	ＢＧＷ－10Ｎ	三浦工業株式会社	愛媛県松山市堀江町7番地

○関東地方整備局告示第百九十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき公告する。

平成二十四年五月二日

関東地方整備局長　下保　修

名称　国営常陸海浜公園
位置　茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び長砂
区域　別紙図面の通り（略）
（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十四年五月二日から二週間公衆の閲覧に供する。）
供用開始の期日　平成二十四年五月二十日

○近畿地方整備局告示第百十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

○国土交通省告示第五百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
若松川1号谷
　　(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県金沢市鈴見町ト
二七七番四
二一九番
二一二番
二〇五番甲
一九七番
一二一番
六番
石川県金沢市若松町エ
九番
一番乙
六番
一号
二号
三号
四号
五号
九号
十号
七号
八号